0 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件

最終改正 文部省告示第百七十五号平成十一年九月十四日 平成十一年九月十

令四・九・三十文科告百三十

に専攻ごとに置くものとする教員の数について次のように定め、平成十一年九月十四大学院設置基準 (昭和四十九年文部省令第二十八号) 第九条の規定に基づき、大学院

- 下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。 の表のその他の教育研究実施組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員(以 掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くとともに、それら 別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教育研究実施組織として、
- 二 別表第一及び別表第二のその他の教育研究実施組織の欄に定めのない場合におい ても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くもの
- 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に応 必要な数の研究指導教員を置くものとする。
- ともに、同表の下欄に定める数の研究指導補助教員を置くものとする。 織を一の専攻とみなして、別表第一の表の中欄に定める数の研究指導教員を置くと 研究科等連係課程実施基本組織を置く場合は、当該研究科等連係課程実施基本組
- れぞれ按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただ 及び「大学院別研究指導補助教員数」という。)の研究指導教員及び研究指導補助教 し、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」 体研究指導補助教員数」という。)をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそ いて「全体研究指導教員数」という。)及び研究指導補助教員の数(次号において「全 して第一号から第三号までの規定を適用して得られる研究指導教員の数(次号にお れぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみな 第一号から第三号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、そ
- 六 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員 数の合計が全体研究指導教員数に満たないとき又は当該共同教育課程を編成する専

ときは、その不足する数の研究指導教員又は研究指導補助教員をいずれかの大学院 の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。 攻に係る大学院別研究指導補助教員数の合計が全体研究指導補助教員数に満たない

程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができる。 員の数(以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)に満たない 教員の数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院に置く当該共同教育課 数から前二号の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる研究指導 ときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員の数は、最小大学 員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、別表第一又は別表第二に定める研究指導教 院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員 第五号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教

八 工学を専攻する研究科以外の基本組織を置く場合は、別表第一の表の中欄に定め る数に当該研究科以外の基本組織における専攻分野の数を乗じた数の研究指導教員 を置くとともに、原則として、同表の下欄に定める数に当該研究科以外の基本組織に おける専攻分野の数を乗じた数以上置くものとする。

附 則 (平一九・一二・一四文科告一四二)

四日)から施行する。 この告示は、大学院設置基準の一部を改正する省令の施行の日 (平成十九年十二月十

(平二〇・一一・一三文科告一六五

この告示は、平成二十一年三月一日から施行する。

附則 (平二六・一一・七文科告一六一)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(平三〇・六・二九文科告一五三)

2 この告示の施行の際、現に設置されている大学院を置く大学の工学を専攻する研 とができる。 究科以外の基本組織に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によるこ

附 則 (令元・八・一三文科告五四)

この告示は、 公布の日から施行する

(令四・九・三〇文科告一三〇)

この告示は、 公布の日から施行する。

専門分野		教員数 研究指導	その他の教育研究実施組織
文学関係	国文専攻	11.	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とする。
	英文専攻	Ξ	史学専攻は、研究指導教員数を四、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とし、日
	その他	=	本史、東洋史、西洋史の各分野に研究指導教員を欠いてはならない。
			地理学専攻は、研究指導教員数を四、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。
教育学・保育学関係	教育学・保育学系	Ξ	研究指導補助教員は、研究指導教員数と同数とする。
	教員養成系		研究指導補助教員は、研究指導教員数の三分の二以上置くものとする。ただし、社会科教育専攻及び
	学校教育専攻	五.	理科教育専攻については、研究指導教員数と同数とする。
	特別支援教育専攻	Ξ	教科教育に係る専攻については、教科教育科目担当の研究指導教員及び研究指導補助教員数を含むも
	幼児教育専攻	Ξ	のとする。
	国語教育専攻	四	学校教育専攻が特別支援教育、幼児教育又は一若しくは複数の教科教育の分野を含む場合は、それぞ
	社会科教育専攻	六	れについて研究指導教員を一人加えるものとする。
	数学教育専攻	四	一の専攻(学校教育専攻、特別支援教育専攻及び幼児教育専攻を除く。)が複数の教科教育の分野を
	理科教育専攻	六	含む場合であって、上記の区分によりがたいときは、これらの分野に係る専攻のうち最も多い数の研
	音楽教育専攻	四	究指導教員を置くものとされているものの研究指導教員数に、当該専攻以外の教科教育の分野一につ
	美術教育専攻	四	き一人を加えて得た数の研究指導教員数を置くものとする。
	保健体育専攻	四	
	技術教育専攻	Ξ	
	家政教育専攻	四	
	英語教育専攻	111	
法学関係	法学系	五.	公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を三以上とする。
	政治学系	111	
経済学関係		五.	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて九以上とする。
社会学・社会福祉学関係		Ξ	研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。ただし、二専攻以上を置くとき又は
			修士課程のみを置くときは、各専攻ごとに、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上
			시 + N°
理学関係		四	原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。

	六		保健衛生学関係
原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。	四		体育関係
	_	指揮専攻	
	_	音楽教育学専攻	
Vo	<u> </u>	音楽学専攻	
分野に研究指導教員を、管・打楽器の各分野に研究指導教員又は研究指導補助教員を欠いてはならな	<u> </u>	作曲専攻	
器楽専攻は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて五以上とし、鍵盤楽器及び弦楽器の各	Ξ	声楽専攻	
研究指導補助教員数は、研究指導教員数の半数以上を置くものとする。	四	器楽専攻	音楽関係
	四	写真専攻	
	<u> </u>	彫刻専攻	
	四	芸術学専攻	
	四	工芸専攻	
の分野に研究指導教員数を一以上を置くものとする。	四	建築専攻	
芸術学専攻を置かない研究科にあっては、上記の研究指導教員数以外に、基礎理論(美学、美術学)	四	デザイン専攻	
研究指導補助教員数は、研究指導教員数の半数以上を置くものとする。	四	絵画専攻	美術関係
原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。	四		家政関係
とに、研究指導教員数を五、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて九以上とする。			
研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて十四以上とする。二専攻以上を置くときは、専攻ご	八		薬学関係
研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。	四		獣医学関係
博士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて八以上とする。			
修士課程は、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする。	四		農学関係
原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて七以上とする。	四		工学関係

備老

- 学際領域等上記の区分により難い専門分野に係る研究指導教員数等については、最も関連深い分野における専攻の例による。それによることが適当でない場合には、別に
- 二 研究指導教員の三分の二以上は、原則として教授でなければならない。
- 三 昼間又は夜間において授業を行う大学院(以下「通学制大学院」という。)が通信教育を併せ行う場合は、通学の課程、通信教育の課程のそれぞれについて、課程を担当す 両方の課程を担当することができる。 る教員がこの表及び別表第二に定めるとおり配置されていなければならない。この場合、当該専攻の研究指導教員又は研究指導補助教員が通学の課程及び通信教育の課程の

別表第二

修士課程 五 研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わ
博士課程 十八 せて三十六以上とする。 研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わ
修士課程 六 せて十二以上とする。 研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わ
博士課程 三十 せて六十以上とする。 研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わ
課程 教員数 その他の教育研究実施組織

別表第三

る博士課程の後期の課程に区分す前期及び後期の課程に区分す	る博士課程の前期の課程前期及び後期の課程に区分す	博士課程	修士課程	通学又は通信教育の課程
自然科学系人文社会科学系	自然科学系 人文社会科学系	医学、歯学系 自然科学系	医学、歯学系 自然科学系	専門分野
十二人	十四人	十五人 八人	十四人	の学生の収容定員研究指導教員一人当たり

備考

は、別に定める。 最も関連深い分野における専攻の例による。それによることが適当でない場合に 学際領域等上記の区分により難い専門分野に係る研究指導教員数等については、

に定めるところによる。 一 通学制大学院が通信教育を併せ行う場合の通信教育の学生収容定員は、この表

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。